

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和8年4月分から令和9年3月分までの国民年金保険料は、月額17,920円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットで納付することができるほか、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場住民課までご相談ください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

令和8年度分（令和8年7月分から令和9年6月分まで）の免除等の受付は令和8年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、役場住民課までご相談ください。



年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。待ち時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- ◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約の方法は、全国共通の予約専用受付番号「0570-05-4890」または、お近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。

▼国民年金からのお知らせ
広報とよころ

議会だより

役場だより

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）
☎0155・25・8113
役場住民課戸籍年金係 ☎574・2213

自動車税種別割の納期限は6月1日です

自動車税種別割の納期限は6月1日（月）です。納期限内に納めましょう。

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。納付通知書が5月7日（木）から発送されます。

問合せ先

十勝総合振興局納税課
☎0155・27・8533

- ① 次のようなときは、手続が必要です。
▼ 住所が変わったとき
- ▼ 札幌道税事務所自動車税課および運輸支局で変更手続きをお願いします。

- ② 自動車を売却したとき
▼ 運輸支局で移転登録をお願いします。
 - ③ 自動車を廃車したとき
▼ 運輸支局で抹消登録をお願いします
- 各種登録手続きについては、北海道運輸局ホームページ（<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>）をご覧ください。
- 自動車税種別割の納税についてのご相談は、十勝総合振興局まで。

特定空家解体撤去補助金をご活用ください

◆特定空家解体撤去補助金について

市街地に所在する防災上危険な空家を対象要件を満たす場合、解体撤去費用の一部を補助する制度です。

補助金額▼解体撤去費用の2分の1（限度額：町内事業者利用50万円、町外事業者利用25万円）

対象地域▼茂岩新和町、茂岩本町、茂岩栄町、茂岩末広町、中央新町、中央若葉町、豊頃旭町、豊頃南町、豊頃佐々田町、十弗宝町、大津元町、大津幸町、大津寿町、大津港町

詳しくは、役場住民課生活環境係までお問合せください。

問合せ先

役場住民課生活環境係
☎574・2213



駐在だよりはるにれ

～みんなで作ろう 安心なまち～

自転車の安全利用の促進

- 交通ルール・マナーを守る
令和8年4月1日から自転車にも交通反則通告制度が適用されました。

【交通反則通告制度とは】
「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金の納付をしたときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない制度を言います。



- ヘルメット着用促進

頭部の損傷は致命傷となり、重度の後遺症が残る場合があります。事故の衝撃から頭部を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。

- 知っていますか？自転車運転者講習制度
自転車の講習に一定の違反行為（危険行為）を3年以内に2回以上行った場合、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命じられます。

自転車は免許がなくてもドライバー

- 交通違反となる主な例
・ 携帯電話の使用等（保持）
※ 悪質・危険な行為
- ・ 信号無視（赤色等）
- ・ 一時不停止
- ・ 無灯火
- ・ 並進、二人乗り
- ・ イヤホンの使用



- 必要のない音が聞こえないなどの場合
※ 自転車は歩道通行できる場合

原則、車道の左側端に沿うように走行しなければなりません。以下の場合には歩道を通行することができます。

- ・ 「歩道通行可」の標識等がある場合
- ・ 13歳未満の子どもや70歳以上の人等が運転している場合
- ・ 車道に駐車車両や道路工事により車道通行の安全が確保できず、やむを得ない場合

※歩道通行するときは、車道寄りを徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

